

国民健康保険の
お知らせ

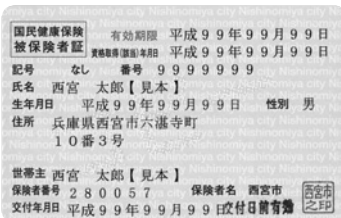
12月1日は被保険者証の更新日

国民健康保険(以下、国保)は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした公的医療保険制度です。

ここでは12月に新しくなる国民健康保険被保険者証(以下、被保険者証)や、加入・脱退の手続きについてお知らせします。

新しい被保険者証を送付

新しい被保険者証=右写真参照=は、今までと同じ紙カード様式で、1人1枚です。色が現在の「もえぎ色」から、「空色」に変わります。保険料を滞納していない世帯には、新しい被保険者証を11月中旬までに簡易書留郵便で世帯主宛てにまとめて郵送します。



現在の被保険者証 有効期限は11月30日

被保険者証が届いたら、まず「交付日前有効」の記載の有無について確認してください。記載のあるものは届いた日から、記載のないものは12月から使用できます。

なお、現在の被保険者証の有効期限は11月30日です。

被保険者証のカバーを配布

被保険者証のカバーを希望する人に次の窓口で配布しています。

【配布窓口】国民健康保険課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション

休日納付相談を実施

保険料の滞納により、新しい被保険者証を郵送できない世帯を対象に休日納付相談を行います。対象の世帯には事前にハガキでお知らせします。

【日程】11月26日(土)・27日(日)の午前9時～午後5時半

【場所】国保収納課(市役所本庁舎1階)

職場の健康保険に入れませんか？

10月から短時間労働者の社会保険の加入対象が拡大されました。

これまで、一般的に週30時間以上働く人が厚生年金保険・健康保険(社会保険)の加入対象となっていました。10月からは従業員501人以上の企業で、週20時間以上働く人などにも対象が広がりました。

現在、国保に加入している人で、下表の条件に当てはまる場合は社会保険の加入対象になる可能性があります。

社会保険の加入について詳しくは、職場にご確認ください。

❖社会保険の加入対象

これまで(9月末まで)	現在(10月から)
所定労働時間が週30時間以上	所定労働時間が週30時間以上、または次の条件をすべて満たす人 ▷勤務先の従業員数が501人以上 ▷所定労働時間が週20時間以上 ▷雇用期間が1年以上の予定 ▷月額賃金が8万8000円(年収106万円)以上 ▷学生でない

問 ▶被保険者証、加入・脱退について
…国民健康保険課(0798・35・3117)
▶納付相談について…国保収納課(0798・35・3091)

加入・脱退の手続きについて

日本では、全ての人が安心して生活できるように、国民皆保険制度(国民全員が何らかの医療保険に加入する制度)がとられています。職場の健康保険に加入している人など以外は、原則として住所地の国保に加入しなければなりません。

下表の事実が発生した場合は、14日以内に、国民健康保険課(市役所本庁舎1階)または各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション(土・日曜、祝日を除く)に届け出てください。なお、事前に手続きをすることはできません。また、国保の加入・脱退手続きは、勤務先などでは行われません。

※職場の健康保険などに加入したときは、忘れずに国保の脱退手続きを行ってください。脱退手続きがない限り、国保の加入者として保険料の請求が続きます。また、誤って国保の被保険者証を使用した場合、給付費を返還してもらう場合があります

■加入の手続きについて

手続きが必要なとき	必要なもの
ほかの市町村から転入した	印鑑
職場の健康保険を脱退した、または被扶養者から外れた	印鑑、健康保険資格喪失証明書、手続きする人の本人確認書類、世帯主および脱退する人のマイナンバーの分かるもの
子供が生まれた	印鑑

※被保険者証の即日交付を希望する場合、運転免許証やパスポートなどの顔写真付き公的証明書が必要です

■脱退の手続きについて

手続きが必要なとき	必要なもの
ほかの市町村へ転出した	国保の被保険者証
職場の健康保険に加入した、または被扶養者になった	国保の被保険者証、職場の被保険者証または職場の保険に加入したことを証明するもの(脱退する人全員分)、手続きする人の本人確認書類、世帯主および脱退する人のマイナンバーの分かるもの
国保の加入者が死亡した	印鑑、国保の被保険者証、会葬御礼ハガキまたは葬儀の領収書、葬祭費の振込口座の分かるもの、手続きする人の本人確認書類、死亡した人のマイナンバーの分かるもの
世帯主が変わった	印鑑、世帯全員の国保の被保険者証

職場の健康保険などに加入したら 早めに国保の脱退手続きを

手続きが遅れると保険料を二重に支払うこともあります

平成27年度から、その年度の最初の納期限の翌日から起算して2年を経過すると、脱退等の手続きをしても保険料の変更ができなくなりました。保険料の変更ができないと国保に加入していない期間の保険料も支払わないといけません。職場の健康保険などに加入した場合は早めに国保の脱退手続きをしてください。

広告



阪神米穀のお米



■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

たくさんの種類の食材を組み合わせましょう

- ・たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとみましょう。
- ・牛乳、乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などでカルシウムを十分にとりましょう。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

広告

第14回いきいきシルバーフェア 開催ご案内

～ご家族おそろいでお越しください～

日頃からお世話になる市民の皆さまへ感謝をお届けする催しです。

- 会員の手作り小物、新鮮野菜と新米の販売
- 焼きそば、焼きいも、和菓子、野点、お餅つき、日本酒
- 健康相談、体力測定、子ども遊びコーナー

などお楽しみ盛りだくさん

日時:平成28年11月19日(土)午前10時～午後3時 雨天決行
場所:六湛寺公園(市役所本庁舎前) 参加費:無料

公益社団法人 西宮市シルバー人材センター

〒662-0862 西宮市青木町2-5 http://www.nishisilver.com
TEL:0798-72-3461 FAX:0798-72-3542